

佐賀県規則第33号

共通費管理システムによる公共料金等支出事務の処理に関する規則の一部を改正する規則

共通費管理システムによる公共料金等支出事務の処理に関する規則（平成19年佐賀県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（検査・確認事務）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の規定により共通費管理システムに検査日等を入力した場合は、当該入力をもって、財務規則<u>別表第5</u>に規定する検査済日付印の押印に代えるものとする。</p> <p>（公共料金等の支出命令等）</p> <p>第8条 公共料金等支出命令者は、前条第1項に規定する検査日等の入力を確認した後、速やかに公共料金等に係る支出命令を行わなければならない。</p> <p>2 前項の支出命令は、会計年度、会計、繰越区分ごとに区分して行うものとし、その支出命令書には、<u>別に定める様式の科目別集計表及び口座振替総括表</u>を添えなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>（検査・確認事務）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の規定により共通費管理システムに検査日等を入力した場合は、当該入力をもって、財務規則<u>別表第1</u>に規定する検査済日付印の押印に代えるものとする。</p> <p>（公共料金等の支出命令等）</p> <p>第8条 公共料金等支出命令者は、前条第1項に規定する検査日等の入力を確認した後、速やかに公共料金等に係る<u>支出負担行為及び支出命令</u>を行わなければならない。</p> <p>2 前項の支出命令は、会計年度、会計、繰越区分ごとに区分して行うものとし、その支出命令書には、<u>請求内容及び支出科目の内訳が確認できる書類</u>を添えなければならない。</p> <p>3 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。